令和 7 年 ● 月 ● 日 (自治体に通知する日) 環境省水・大気環境局

#### 微小粒子状物質・光化学オキシダント対策ワーキングプラン(案)

#### 1. 背景

- 1 わが国においては、これまで、光化学オキシダントや微小粒子状物質(以下「PM2.5」と 2 いう。)の大気中濃度の低減を目指し、共通の前駆物質である窒素酸化物(NOx)や揮発性 1 有機化合物(VOC)の削減の取組を進めてきたところである。
- 4 光化学オキシダントについては、令和4年1月に策定した「光化学オキシダント対策ワーキングプラン」に基づき、令和6年度まで光化学オキシダント環境基準の設定・再評価に向けた検討、気候変動に着目した科学的検討及び光化学オキシダント濃度低減に向けた新たな対策の検討を進めてきた。近年では、VOCの排出削減が進んだことにより、日中の高濃度の光化学オキシダントの出現が減少するなど、状況は改善傾向にあるものの、環境基準の達成率は依然として低い水準で推移しており、引き続き濃度低減のための対策を行
- 10 うことが必要となっている。
  11 PM2.5 については、平成 21 年に大気環境基準が設定された後、NOx 等の固定発生源対策、VOC 削減対策、自動車に係る PM 対策など様々な対策が講じられ、令和 3 年度に環境基準達成率が 100%となり、以降、高い達成率を維持している。その一方で、近年では、WHO、米国 EPA や諸外国において、より厳しい方向で PM2.5 の環境基準等を引き下げる
- 15 動きがあることから、今後、我が国においても、PM2.5 環境基準設定時の課題に対応した国
- 16 内における疫学研究の結果や、国内外の科学的知見に基づく環境基準見直しのための検討
- 17 を行う必要があり、その状況を踏まえながら対策の検討を行う必要がある。
- 18 以上の状況を踏まえ、今後は PM2.5 と光化学オキシダントの総合的な対策のための「微
- 19 小粒子状物質・光化学オキシダント対策ワーキングプラン」として、令和8年度から令和
- 20 12 年度の 5 か年において、以下に示す取組を行い、 $PM_{2.5}$  及び光化学オキシダントの大気
- 21 中濃度の一層の低減に向けて取り組むこととする。

#### 2. これまでの取組と今後の課題

- 22 これまで、光化学オキシダント対策については、大気汚染防止法等による工場・事業場
   23 や自動車からの排出抑制(法規制)、e→AS 制度によるガソリンスタンドの認定を通じた給
   24 油時の燃料蒸発ガスの抑制や低 VOC 材の普及や給油時の燃料蒸発ガスの抑制(自主的取
   25 組み)を組み合わせたベストミックスの手法により対策を進めてきた。
- 26 また、光化学オキシダント対策ワーキングプラン等に基づく取組とその結果については、 中央環境審議会大気・騒音振動部会大気汚染物質小委員会第1回「資料3 光化学オキシ ダント対策ワーキングプランに基づく取組について」にとりまとめたが、その概要は以下
- 29 のとおり。

- 1 (1) 光化学オキシダントの環境基準については、環境省水・大気環境局長諮問の検討会(人 2 健康、植物)を開催し、科学的知見をとりまとめ、これらの検討成果を活用し、令和 3 7年5月から中央環境審議会大気汚染物質小委員会において、環境基準値の改定につ 4 いて審議している。
- 5 (2) 温室効果ガスとしての光化学オキシダントの寄与については、環境研究総合推進費等 により研究が進められているほか、国際機関と連携し、途上国における能力構築等を 実施してきた。東アジア地域におけるオゾンの濃度レベルが世界的に見ても高く、今 後、我が国の光化学オキシダント濃度を下げるためには、東アジアスケールでのバックグラウンド濃度を引き下げる必要がある。
- 10 (3) 光化学オキシダント濃度低減に向けた対策効果の検証結果では、国内の VOC 排出抑 11 制が夏季の高濃度の低減に効果的に寄与している一方で、春季は越境汚染の影響が大 12 きいことなどもわかってきた。光化学オキシダントの環境基準達成率はいまだに極め 13 て低い状況にあって、今後、さらなる濃度低減を進めていく必要がある。

15 PM2.5 については、光化学オキシダントと共通の前駆物質である NOx 及び VOC の排出 16 抑制や、NOx・PM 法による自動車等の移動発生源対策などによる濃度低減対策が講じら 17 れた。環境基準が設定された当時は環境基準の達成率は 3 ~ 4 割だったが、その後、徐々 18 に向上し、令和 3 年度に 100%を達成して以降はほぼ 100%となっている。

#### 3. 今後の取組事項

3.1 PM2.5 に係る環境基準の見直し

20 PM2.5 に係る健康影響に関する知見を令和8年度中を目途に整理し、知見の整理結果に 21 基づき環境基準の見直しのための健康リスクの再評価を令和9年度中を目途に行う。

22

14

19

### 3.2 PM2.5、光化学オキシダント濃度低減に向けた更なる排出削減対策の推進

- 23 (1) 総合的な PM2.5、光化学オキシダント対策の検討
- 24 (モニタリング)
- 28 越境大気汚染や東アジア・半球スケールの汚染実態、国内外で発生する自然災害等の
   29 影響の把握のため、国内のバックグラウンド地点における測定データの充実に努める。
   30 また、引き続き、VOC に関する成分分析を行うとともに、都道府県等と連携して PM2.5
   31 に関する成分分析も行う。
- 32 (生成機構の解明、インベントリ更新、削減効果の検証)
- 33 これまで行われてきた PM2.5 及び光化学オキシダントの生成機構に係る解析について、
   34 さらに必要な検討を行いつつ、PM2.5 と光化学オキシダント生成に係る発生源別の寄与率を明らかにするための調査検討を行う。
- 36 排出インベントリの精緻化に努め、その結果を活用したシミュレーションと、モニタ

1 リングの結果に基づき対策の効果を検証し、PM2.5 及び光化学オキシダントの濃度の低 減効果を明らかにしつつ、総合的な対策の検討を行う。

3

5

6

7

8

9

10

11

1213

14

15

16

17

(削減シナリオの作成、発生源対策の推進)

- 光化学オキシダント対策ワーキングプランでの検討を更に進め、新たに設定される光 化学オキシダントの環境基準達成のための検討に加え、PM2.5 対策を含めた総合的な排 出削減シナリオを作成する。
  - PM2.5 及び光化学オキシダントの削減対策は、人の健康の保護に加え、オゾンやブラックカーボンといった短寿命気候強制因子 (SLCF) の削減による気候変動対策にも効果的 (コベネフィット) な場合がある。また、PM2.5 については、人の健康と地球温暖化の両面から対応が必要である一方で、地球温暖化対策とトレードオフになるものもあるため、対策の検討において考慮する必要がある。
  - 2050 年ネット・ゼロに向けた取組を PM2.5 対策及び光化学オキシダント対策の検討内容に反映しつつ、作成した削減シナリオに基づき、今後の排出抑制技術の開発・普及の状況等も踏まえ、前駆物質等の削減対策の検討を進めるとともに、効果的な対策について事業者への普及を図るなど、大気汚染防止法による排出規制と事業者による自主的取組等を組み合わせて、PM2.5 及び光化学オキシダントの濃度低減を目指して戦略的に取り組む。

18 19 20

21

22

23

24

25

2627

28

- (2) 科学的知見の更なる充実
- 光化学オキシダント及び PM<sub>2.5</sub> の健康影響及び植物影響に係る知見の充実に引き続き 努める。PM<sub>2.5</sub> については、森林火災などに係る知見の収集に努める。
- PM2.5 については、排出実態と生成メカニズム、特に二次生成粒子の生成能に関する 科学的知見に加え、前駆物質に共通点の多い光化学オキシダントと併せた越境大気汚染 やバックグラウンド濃度、<mark>凝縮性粒子等</mark>に関する科学的知見の充実を図る。また、PM<sub>2.5</sub> 及び光化学オキシダントについては、植物起源 VOC についての知見の充実に努める。
- 光化学オキシダントの新たな環境基準のうち、特に長期基準の達成が国内での対策だけでは容易ではないと考えられることから、全球・半球規模のシミュレーションによる国外からの影響の把握に取り組む。

2930

#### 3.3 東アジアスケールの濃度低減のための国際協力の推進

31 日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)の下での大気汚染に関する日中韓三カ国政策対話 32 (TPDAP)において、PM2.5 と光化学オキシダント、また、それらの共通の前駆物質であ 33 る NOx と VOC の対策、地上観測と衛星観測の活用等について、知識・経験の共有や意 34 見交換を継続し、各国における対策を強化していく。

東アジア地域 13 カ国が参加する大気環境関連汚染物質のモニタリングネットワークである EANET において、2026 年から 2030 年までの中期計画に基づき、東アジア地域における PM2.5・光化学オキシダント及びこれらの前駆物質である VOC に関するモニタリングや対策に関する活動を強化していく。

38 39

35

36

37

## 4. 本ワーキングプランの期間

- 1 本ワーキングプランは令和8年度から令和12年度までの5か年とし、期間の中間で取
- 2 組状況の点検を行い、必要な場合には見直しを行うこととする。

# 5.今後のスケジュール

3

4 本ワーキングプランに基づき、各種検討を以下のとおり進める。

Į	項	<b>目</b>	R8年度	R9年度	R10年度 (中間年度)	R11年度	R12年度 (とりまとめ)
3.	1 PM2.5に係る環境 準の見直し	<b>u</b>	PM2.5に係る健康影響に関する知見整理	環境基準見直しのための 健康リスク再評価			
3.:	シダント濃度低減	c 総合的なPM2.5・	事務処理基準見直しを踏ま えたモニタリング				
	向けた更なる排出 減対策の推進	光化学オキシダント対策の検討	東アジア・半球スケールの 汚染実態、国内外で発生す る自然災害等の影響の把握				
			生成機構に係る解析、発生 源別の寄与率の検討		ĺ		
			シミュレーションとモニタ リング結果に基づく対策効 果の検証				
				発生源対策への 戦略的な取り組み			
			PM2.5対策を含めた総合的 な排出削減シナリオを検 討・作成				
		(2) 科学的知見の更な る充実	森林火災・凝縮性粒子・植 物起源VOC等に関する知見 の収集・反映				
			健康影響・植物影響に関す る知見の収集・反映				
				全球・半球規模のシミュ レーションによる国外か らの影響の把握			
3.	濃度低減のための		TEMM・TPDAPなどの枠 組みによる国際協力				
5	際協力の推進		EANET等による国際的なモ ニタリングの強化				